

議 事 録

第 21 回 定 例 総 会

平成 31 年 4 月 9 日

太田市農業委員会第21回定例総会議事録

開会日時 平成31年4月9日(火) 午後 2時
閉会日時 平成31年4月9日(火) 午後 3時20分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 藤澤 武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
(22人) 9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶
13 山田 清作 14 高柳 章 15 石原 孝志 16 新井 章夫
17 清水 由紀江 18 武内 満 19 藤本 富久 20 茂木 利子
21 片亀 昌子 22 中村 薫

欠席委員
(0人)

出席職員 富宇加局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
(8人) 大澤主任 青木主任 野村主事

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第21回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、全員の出席をいただいております。
22名全員の出席をいただいております。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは19番 藤本 富久 委員 と 22番 中村 薫 委員の二人にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大澤主任を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。
事 務 局 済みません、1点修正をお願いいたします。
議案書15ページをお開きいただきます。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号36番になります。譲受人の申

請理由欄、幼稚園を営んでおりとなっておりますが、保育園を営んでおりに訂正をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

番号1番、龍舞町の土地304㎡について、住宅建築の計画がなくなったため許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果、現地を確認したところ、農地のため、特に問題なく、取消相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は5件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 藤阿久町の土地 畑 15 m² 外1筆 計 36 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
2番 大久保町の土地 畑 1,339 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
3番 新田赤堀町の土地 畑 445 m² 外1筆 計 1,244 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
4番 新田村田町の土地 畑 743 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
5番 新田大根町の土地 畑 2,061 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
なお、番号1番から5番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号2番については、第6地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告を願います。
- 12番委員 1番、2番について、続けて報告しますので、よろしく願います。
番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を申し上げます。譲受人は現在、水稻、ネギ、ブロッコリーを作付し、意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は従来より作付していた畑に接して譲渡人の畑が36 m²と狭い畑があったため、これを贈与による申請であります。周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定をいたしました。

それから、2番について報告します。譲受人は昨年度農地を取得し、農業に参入いたしました。取得した農地には既にオリーブの幼木が25本仮植し、作付の準備を進めております。本件の贈与については、譲受人の弟が実家の畑を父親から相続を受けましたが、勤務の都合上、耕作できないと、そのため実の姉に贈与して耕作することになったものです。作付予定といたしましては、日陰に適しているシキミ、仏前に供えるものなのですが、それを植えつける予定になっております。周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。

17番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、特に問題なく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会及び第6地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は、農地を譲り受け、経営規模を拡大したいとのことです。なお、譲受人は、トラクター、管理機等を持ち、必要な農機具等も所有しております。譲渡人は会社勤めのため農業に従事する時間がないとのことです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

19番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は意欲的に農業に取り組んで

おり、今回の申請は経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

15番委員

番号5番について調査した結果は、経営規模拡大のため、トラクターや作業所もしっかりできている。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

番号3番から5番を再度ご審議、よろしくお願いいたします。

議長
委員
議長

ただいま、第5地区協議会より番号3番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は7件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藤阿久町の土地 1,219 m² 外1筆 計1,676 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

2番 安良岡町の土地 1,152 m² 外1筆 1,812 m²、農地区分 第二種、太陽光発電用地として転用するものです。

3番 新田木崎町の土地 82 m²、農地区分につきましては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種

農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

4番 新田村田町の土地 429 m²、農地区分 第一種、農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

5番 新田小金井町の土地 770 m²の内240.75 m²、農地区分につきましては、第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設に供するもの」につきましては例外規定があり、問題ないと考えます。

農業用機械保管庫設置用地として転用するものです。

6番 新田大町の土地 2,473 m²、農地区分 第一種、農家住宅用地として転用するものです。

7番 大原町の土地 331 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2番委員 1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は現在、不動産賃貸業を営んでおり、本件申請時に太陽光発電施設を設置したい理由により申請となったわけです。施設の概要は、太陽光パネル408枚、出力49.5キロワットの予定であります。周囲は、北と西は市道、南、東は既に太陽光発電施設となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないと思われ、許可相当と意見決定をいたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

- 委員 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 チェックリストに基づいて現地調査をしたところを報告させていただきます。申請人は営農を営んでいましたが、高齢になり営農経営が困難になったので、太陽光発電事業に参入を計画したものです。現地調査をしたところ、周囲は全て宅地であり、周辺農地にも影響がないので、許可相当と決議いたしました。
再度のご審議のほどよろしく願います。
- 議長 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号3番から6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 番号3番について、当地区協議会で許可チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は、現在利用している住宅の一部が農地であるため、是正したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は、東は住宅、北、南、西は畑になっており、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願います。

- 19番委員 続いて、番号4番について報告いたします。申請人は、農家住宅用地として使用しており、このほど農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地調査したところ、南は道路、北、東は宅地、西は農地となっておりますが、周辺農地等への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 続きまして、番号5番について報告いたします。申請人は、現在利用している納屋が手狭になり、耕作に必要な機械等を保管できないため、保管庫を設置し、利用するものです。現地確認したところ、西側は宅地、南、東側は農地、北側は一部農地と道路、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 15番委員 番号6番について調査した結果は、申請人は農家住宅用地として使用しており、このほど農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地は、西、東は道路で、北は道路を挟んで住宅となっておりますが、周辺の農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
- 番号3番から6番、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号3番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号3番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数でありますので、番号3番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。
- 5番委員 第6地区協議会で調査しました結果を報告いたします。番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。申請人は、実家で両親と同居しており、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築するものです。周囲は、北が道路、南、西が住宅、東が畑となっております。周辺農地へ

の支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上。

- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号7番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申
請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新野町の土地 1,188 m²について、太陽光発電所用地として計
画変更するものです。
2番 大原町の土地 331 m²について、一般住宅用地として計画変更
するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいた
します。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第3地区協議
会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 1番について、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請です。
昭和63年にわら置場、放牧場用地として新野町の畑地の許可を受け、
転用目的どおり利用していましたが、相続により引き続き管理するこ
とができなくなりましたので、売却するものです。また、承継者は発
電事業を営んでおり、用地を取得し、太陽光発電を設置したいとのこ
とです。第3地区協議会において承認相当と決定いたしました。
再度の審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありました
が、

委員	ご意見、ご質問等がございますか。
議長	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 多数)
議長	賛成多数でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
議長	続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
5番委員	番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査しました結果、当初、洗濯物干し場として許可を得て使用しましたが、住宅を建築する必要が生じたため、計画を変更するものです。現地を確認しましたが、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 多数)
議長	賛成多数でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。
議長	続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は47件です。 事務局より、提案をお願いいたします。
事務局	提出件数47件について、朗読し詳細に説明する。

1番 飯塚町の土地 250㎡ 外1筆 計2,820㎡、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的にはバスターミナル太田から半径300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されま

す。

有料老人ホーム用地として転用するものです。

2番 高林南町の土地 1,249 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10 ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電用地として転用するものです。

3番 細谷町の土地 539 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 227 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 矢場町の土地 2,605 m²の内 82.08 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

6番 台之郷町の土地 300 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 台之郷町の土地 206 m² 外7筆 計5,843 m²、農地区分第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

8番 台之郷町の土地 720 m² 外14筆 計4,807.16 m²、農地区分第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

9番 上小林町の土地 496 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東長岡町の土地 88 m² 外1筆 計402 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 東長岡町の土地 108 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 安良岡町の土地 662 m² 外1筆 計992 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には葦川駅から半径300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

露天資材置場用地として転用するものです。

13番 東金井町の土地 285 m² 外2筆 計782 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

14番 東金井町の土地 497 m²、農地区分につきましては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、

問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 龍舞町の土地 304 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 龍舞町の土地 1,603 m² 外1筆 計2,110 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

17番 下小林町の土地 265 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 吉沢町の土地 819 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

19番 吉沢町の土地 739 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

20番 原宿町の土地 780 m² 外3筆 計2,641 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

21番 原宿町の土地 654 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

22番 長手町の土地 403 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 新野町の土地 1,188 m²、農地区分 第二種、太陽光発電所用地として転用するものです。

24番 鳥山中町の土地 2,493 m²、農地区分 第一種、歯科医院用地として転用するものです。

25番 寺井町の土地 902 m²、農地区分 第二種、農家用作業所用地として転用するものです。

26番 成塚町の土地 500 m² 外1筆 計987 m²、農地区分 第二種、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するものです。

27番 粕川町の土地 外4筆 計5,353 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

28番 新田木崎町の土地 368 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

29番 新田中江田町の土地 2,119 m² 外1筆 計4,234 m²、農地

区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場、露天資材置場として一時転用するものです。

30番 新田中江田町の土地 500 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

31番 新田村田町の土地 500 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

32番 新田村田町の土地 1,272 m² 外1筆 計 3,992 m²、農地区分 第一種、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するものです。

33番 新田村田町の土地 2,440 m²、農地区分 第二種、露天駐車場、露天資材置場として転用するものです。

34番 新田小金井町の土地 498 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

35番 新田小金町の土地 194 m² 外1筆 計 1,759 m²、農地区分 第一種、露天駐車場、資材置場として転用するものです。

36番 新田市野井町の土地 548 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

37番 新田市町の土地 500 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

38番 新田上江田町の土地 1,736 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所新田庁舎から概ね 500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

露天駐車場用地として転用するものです。

39番 新田下田中町の土地 268 m² 外1筆 計 556 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

40番 新田大根町の土地 1,626 m²の内 201.5 m²、農地区分 農用地、資材置場、現場事務所として一時転用するものです。

41番 新田大町の土地 490 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4 2 番 藪塚町の土地 2,804 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武桐生線藪塚駅から概ね 500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

4 3 番 藪塚町の土地 1,906 m²、農地区分 第一種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

4 4 番 大原町の土地 954 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

4 5 番 大原町の土地 18 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

4 6 番 大原町の土地 498 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4 7 番 大原町の土地 691 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1 番委員 議案第5号の番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は、病院が近く交通の便がよい申請地を借り受け、有料老人ホームを設置するものです。周囲は、南側は農地、東側は歩道を挟んで用水路、北側は農地と宅地、西側は道路になっており、周囲にブロック塀を設け、周囲の農地に支障を及ぼさない計画がされております。現地を確認したところ、周辺への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いします。

4 番 委員 続いて、番号2番から4番まで報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、番

号2番の申請人は、高齢のため耕作の困難な申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の北側は道路、東から南は八瀬川がカーブして流れており、西側は法面の下に畑、その他、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号3番の申請人は石油販売業を営んでおり、事業拡大のため従業員増員で駐車場が不足するため、隣接する申請地を取得し、従業員駐車場として利用したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の東側は市道、西側は南側3分の2程度申請人の事業所用地で、残りの部分も宅地で、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

次に、番号4番の申請人は、太田市内の借家に住んでおり、子どもも成長し、将来のことを考え、申請地を妻の父から使用貸借とし、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の北及び東側は田、西側は市道を挟んで宅地、南側は妻の実家で宅地でした。周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

番号1番から4番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。以上。

- | | | |
|-------|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。 |
| 議 | 長 | 続いて、番号5番から21番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。 |
| 13番委員 | | 5番ですが、申請人は、平成15年に現住所に転居してまいりました。敷地が狭く、子どもの成長に伴い駐車場が不足しているため、父親より借り受けて駐車場として利用したい。譲渡人も農耕用車両の一時駐車にも使用する予定です。現地調査をしたところ、東は道路、南と西は農地、北は申請者の敷地、住宅です。周辺農地への影響もないので、 |

許可相当と決議しました。

続きまして、6番です。譲受人は館林の宿舎にて家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周辺は宅地化されているため、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議しました。

7番と8番については隣接地なので、同時に説明します。譲受人は足利市で太陽光発電施設を建設し、運用しています。申請地は、近くに高い建物が少なく、付近に既存の電柱もあり、太陽光発電を行うことに適していると思い、選定しました。また、再生可能エネルギー開発事業を業務拡大し、環境問題へも取り組んでいきたいと考え、本申請に及んだ次第です。現地調査をしたところ、南側は東武鉄道伊勢崎線、東側は太陽光発電施設、北側は道路で、西側は農地ですが、日照、通風等問題ないです。7番と8番の真ん中に道路と水路がありますが、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議しました。

9番ですが、譲受人はアパートに住んでいますが、子どもの出産に伴い手狭なため、申請地を父親より借り受け、自己の住宅を建設するものです。西側は道路、南、北側は住宅、東側は農地ですが、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議しました。

再度のご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、10番から13番までご報告します。10番、申請人は、東別所の賃貸住宅に居住しており、申請土地を取得して自己の住宅を建設するものです。現地調査をしたところ、北側は道路、東側は水路、南、西は田であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議しました。

11番、申請人は東長岡町の賃貸住宅に居住しており、申請地を取得し、自己の住宅を建設するものです。現地調査をしたところ、北側及び西側は雑種地、東側、南側は水路であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議しました。

12番、申請人は太田市内で水道設備業を営んでおり、掘削業務で発生する残土置場として利用を計画しております。現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議いたしました。

続きまして、13番、申請人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、売電事業を経営する計画です。現地調査をしたところ、耕作地であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議しました。

続きまして、14番、申請人は東新町の賃貸住宅に居住しており、申請地を取得し、自己の住宅を建設するものです。現地調査をしたとこ

ろ、北側は宅地、西側は道路、東側は道路、南側は宅地であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議しました。以上です。

9番 委員

番号15番から17番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号15番の譲受人は、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、北は道路、東と西は宅地、南は畑で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、16番、譲受人は、資材置場が不足しており、必要な規模である申請地を借り受け、資材置場として利用したいということです。現地を確認したところ、北は122号バイパス、東は道路、西と南は宅地で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号17番の譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、西と北は資材置場、東は宅地、南は道路で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

1番 委員

議案5号の18番についてですが、こちらは太陽光発電設備用地としての申請です。当該地を当地区協議会で許可基準チェックリストにのっとり調査しましたところ、東は非耕作の農地、西側も非耕作の農地、また南は住宅と竹林、北は住宅であり、該当地は山裾で、放棄地も多く見受けられるところです。なお、資材の搬入路等は、接道や馬入れもあり、特に問題ないと考えられます。なお、申請地はイノシシ被害も多く、太陽光以外の利用に活路を見出せない感があるところです。現地調査の前日も100キロ級のイノシシが捕獲されたようです。また、譲受人は宇都宮の会社で、時折、毛里田地区で目にする業者ですが、設置後のメンテナンス等は専門のセクションもあり、草刈りも年3回予定しているとのことで、許可相当と判断いたしました。

続いて、議案5号の19番についてですが、譲受人と譲渡人は同一人ですが、当該地の近くで斎藤商事株式会社を営んでおり、その資材置場として利用する転用申請です。社長所有の土地を会社で使用貸借するというものです。この件を当地区協議会で許可基準チェックリストにのっとり調査しましたところ、東側は道路であり、西は道路を挟みかたくりの里、南は駐車場、北は住宅であり、周辺農地への影響はないと考えられ、許可相当と判断いたしました。

次に、5号の20番についてですが、こちらも太陽光発電の設備要件

の申請です。この土地の現地調査をいたしましたところ、東側、また西側も、また北側も住宅です。南に道路があり、該当地へ入るため、同地権者の所有する畑地の一部を道路にする計画で、他の農地への影響はないと考えられ、許可相当と判断いたしました。

次に、5号の21番ですが、こちらも太陽光発電用地の申請ですが、チェックリストに基づいて調査したところ、東は耕作地、西は道路、また南、北側ともに発電ソーラーが設置してあり、他の農地への影響はないと考えられ、許可相当と判断いたしました。

引き続き許可相当と判断しましたが、ご審議のほどお願いをいたします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号5番から21番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番から21番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号22番から26番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 番号22番について、実家で父親と同居しており、将来を考え、父親が持つ水田の申請地を借り受け、自分の住宅を建築したいとのことです。南側が住宅、東、北側とも道路、ぐんまこどもの国入り口近く、農地区分は第一種農地ですけれども、周囲の農地に影響はなく、分家とのことで、許可相当といたしました。

23番、この件は議案4号の1番と関連しています。譲受人から放置状態の畑地を譲り受け、発電事業を営んでいるので、申請地を取得し、太陽光発電を設置したいとのことです。現地確認したところ、周辺農地には支障がないと思われ、第3地区協議会において許可相当といたしました。

5号の24番について、この件は畑地2,493㎡を売買するというものです。畑地は第一種農地です。譲受人は歯科医で、現在、鳥山中町で開業しており、現在の診療所の場所が狭いため、同じ鳥山中町の畑地

2,493 m²を求めるものです。この畑地は第一種農地ですけれども、現地確認したところ、周辺農地には支障がないと思われ、公共性のあるものとして許可相当といたしました。

3番 委員

番号25番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人は現在、物置兼作業所で農作業をしておりますが、設備等もあり手狭の上、作業者も多く、常に危険が伴っています。そのため、親から農地を借り受け、新たに作業所を建築し、安全な場所で作業したく、申請するものです。周囲は、北側は畑、東側、南側、西側は道路で、現地確認したところ、周辺農地には支障がないと思われ、許可相当と意見決定しました。

続いて、番号26番について、申請人は資源回収加工業で、現在、分別作業をなりわいとしており、今般、需要の増大に伴う対応処置として隣接地に露天資材置場と露天駐車場として利用したく、申請するものです。周囲は、南側は宅地と道路、西側は道路、東側、北側は申請人の資材置場で、現地確認したところ、周辺農地には支障がないと思われ、許可相当と意見決定しました。

以上、22番から26番について、再度ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号22番から26番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号22番から26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号22番から26番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号27番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員

27番について、基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。譲受人は、再生エネルギー売電事業を営んでおります。4人の譲渡人から申請地5筆を売買にて取得し、再生可能エネルギー太陽光発電設備を設置し、運営を行う案件です。申請地を現地確認した結果、申請地の奥ではL字につながった土地になっております。申請地は未

耕作の畑で、東側は畑、北側は一部農道を挟んで畑及び東武鉄道の線路に、西側は未耕作の畑及び畑、南側は道路を挟んで住宅及び太陽光発電設備になっております。周辺農地に影響がないように十分配慮するとのことですので、協議会で許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号27番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号27番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号27番を許可とすることに決定いた
します。

議長 続いて、番号28番から41番について、第5地区協議会の調査した
意見結果を報告願います。

7番委員 番号28番から30番について、続けて説明します。

28番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調
査した結果は、譲受人は実家に住んでおり、独立を考え、実家に近い
申請地を母から借り受け、自己の住宅を建築したいとのこと。現地を
確認したところ、周囲は、東は住宅、北、南、西は畑になっており、
周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

番号29番について、借受人は介護施設を営んでおり、施設を増築す
る工事を行うに伴い、隣接する申請地を借り受け、駐車場、資材置場
として使用したいとのこと。現地を確認したところ、周囲は、南
は駐車場、東、西は道路、北は畑になっており、周辺農地への支障も
なく、許可相当と意見決定しました。

30番について、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたた
め、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築したいとのこと。
現地を確認したところ、周囲は、北は住宅、西は道路、東、南は畑に
なっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しま
した。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

19番委員 番号31番から35番について、当地区協議会で許可基準チェックリ

ストに基づき調査した結果を報告いたします。

まず、31番、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を父から借り受け、住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は道路、西側は宅地、北、南側は農地となっておりますが、十分注意することであり、周辺農地への支障はないと思われ、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号32番について報告いたします。譲受人は土木建築業を営んでおり、現在使用している資材置場が手狭になり、また、業務拡大を考えているため、本社から近い申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、南は農地、北、西側は道路、東側は資材置場です。周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、33番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、申請地を取得し、不足している駐車場、資材置場として使用するものです。現地を確認したところ、北、西、南側は道路、東側は宅地となっております、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

34番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地確認したところ、南側は道路、西側は宅地、東側は譲渡人の農地となっております。周辺農地等にも支障はないと思われ、許可相当と意見決定いたしました。

35番について報告いたします。譲受人は建築土木業を営んでおり、事業拡大に伴い申請地を借り受け、不足する駐車場、資材置場として使用するものです。周囲は、東は道路、西は宅地、南、北は農地となっておりますが、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

以上、再度ご審議のほどよろしくお願いたします。

20番委員

議案第5号の36番と37番について報告いたします。

初めに、番号36番について、許可基準チェックリストに基づき現地調査を行い、第5地区協議会で審議した結果を報告いたします。申請人は保育園を営んでおり、園児の増加が見込まれることから、園舎に近く利便性のよい申請地を取得し、駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、北側と西側は道路、東側は住宅、南側は農地となっております。周辺の農地に支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、37番について報告いたします。申請人は現在、借家に住んでおりますが、手狭になったため、父の所有する申請地を借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は親の住宅、西側は道路、南側は住宅、東側は農地となっています。周辺の農地に支障もないので、許可相当と意見決定しました。

36番、37番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

2番 委員

続きまして、38番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は保育園を運営しており、7月1日から認定こども園となり、園児と職員の数も増え、既存の駐車場では足りないため、駐車場用地として申請するものです。現地を確認したところ、周囲は東、西、北は道路で、南は農地です。周辺農地に支障もないので、許可相当と意見決定しました。

続いて、39番について、譲受人はアパートに住んでおり、妻の父から土地を借り受け、住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は東、南側は道路、北側は宅地、西側は農地であります。周辺農地に支障もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどお願いいたします。

15番委員

番号40番について調査した結果は、申請人は建設業を営んでおり、工事に必要な資材の保管、また事務所をつくる申請で、一時借受の案件です。現地を確認したところ、県道2号線に隣接し、住宅道路の西側にあります。周辺の農地にも支障はないので、許可相当と意見決定いたしました。

番号41番、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を借り受け、自己の住宅を建設するものです。現地を確認したところ、周囲は宅地及び道路となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

番号28番から41番の再度の審議をお願いいたします。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第5地区協議会より番号28番から41番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号28番から41番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議長 全員賛成でありますので、番号28番から41番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号42番から47番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号42番から47番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。
42番について報告します。譲受人は現在、建設業を営んでおり、利便性のよい申請地を取得し、建て売り分譲住宅として使用したいとするものです。現地を確認したところ、周囲は、北側は畑、東と西は住宅、南側は道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。
- 5番委員 番号43番について、譲受人は建設業を営んでおり、利便性のよい申請地を取得し、建売分譲住宅として使用するものです。周囲は、北、東が道路、西が畑と住宅、南が住宅となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 17番委員 44番について報告します。許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は土木解体業を営んでおり、藪塚方面の資材置場を探していたところ、申請地を借り受けるものです。現地を確認したところ、北は道路、道路を挟んで地区公民館、西と南も道路、東は農地です。周辺農地には支障ないものと思われませんが、十分注意することであり、許可相当と意見決定いたしました。
- 5番委員 番号45番について、譲受人は実家で両親と同居しており、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は、北が道路、西、南が住宅、東が畑となっています。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、番号46番について、譲受人は借家に住んでおり、将来の生活安定のため、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は、南、東が道路、北、西が住宅となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、番号47番について、譲受人は産業廃棄物処理業を営んでおり、工場増設、従業員の増加に伴い、申請地を借り受け、駐車場

として使用するものです。現地を確認したところ、北、東が道路、西、南が畑となっています。周辺農地への支障もないと思われ、許可相当と意見決定いたしました。

以上、番号42番から47番まで、再度のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号42番から47番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号42番から47番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号42番から47番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了したいと思います。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した3月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、9件提出されております。

内訳につきましては、田6筆1,888.00 m²、畑7筆4,789.00 m²、計13筆6,677.00 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、36件提出されております。

内訳につきましては、26ページをごらんください。田13筆 10,888.07㎡、畑31筆 12,129.13㎡、計44筆 23,017.20㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は6件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は16件となっております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

議	長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等はございますか。
委	員	なし。
議	長	質問等もないようですので、以上で第21回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成31年4月9日(火) 午後3時20分